



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *12 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則
(医務課)
- *13 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則
(医務課)

規 則

和歌山県規則第12号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則

和歌山県立なぎ看護学校学則(平成7年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(職員の組織)

第4条 看護学校に、学校長1名、副学校長1名、事務長1名、教務主任1名、専任教員7名以上、事務職員1名その他必要な職員を置く。

第5条第2項後段を削る。

第7条第1項中「学年」を「学期」に改める。

第8条第1項第4号中「7月28日」を「7月25日」に改める。

第10条の見出し中「試験」の次に「及び成績評価」を加え、同条中第5項を第7項とし、第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 試験は、各授業科目ごとにその授業時間数の3分の2以上に出席した者に対して行う。

3 学校長は、前項に規定する試験を受ける条件を満たさない学生について、やむを得ない事情があると認めた場合は、別に指示する課題学習を学生が受けることにより試験の受験資格を与えることができる。

第11条及び第12条を次のように改める。

(単位の認定)

第11条 学校長は、試験及び実習の成績の評価が優、良及び可の者に単位の認定を行う。

(卒業の認定)

第12条 学校長は、第9条第1項に規定する科目を履修し、その単位を修得した者に卒業の認定を行う。

2 学校長は、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える

学生については、原則として卒業の認定を行わないものとする。

3 学校長は、卒業の認定をした学生に対して卒業証書(別記第1号様式)を授与する。

第13条を次のように改める。

(入学前の既修単位の認定)

第13条 学校長は、現に在学する看護学校に入学する前に次に掲げる学校等において、履修した保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省令厚生省令第1号)別表第3及び別表第3の2に規定する教育内容のいずれかに相当する科目を有する者について、本人からの申請に基づき個々の既修の教育内容を評価し、当該科目の教育内容が看護学校における教育内容に相当すると認めるときは、当該科目に相当する科目を総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該看護学校において履修したものとみなすことができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学

(2) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)に基づく放送大学

(3) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

(4) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

(5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

(6) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校又は理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成所

(7) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

(8) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

(9) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条第1号

から第3号までの規定により指定されている学校又は
義肢装具士養成所

(10) 救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第1号、
第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は
救急救命士養成所

(11) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号
から第3号まで又は第5号の規定により指定されている
学校又は言語聴覚士養成所

2 学校長は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律
第30号)第39条第1号の規定に該当する者について、本人
からの申請に基づき個々の既修の教育内容を評価し、現に
在学する看護学校に入学する前に同号の規定により指定さ
れている学校、職業能力開発校等又は養成施設において履
修した科目(社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等
養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4基
礎分野の項に掲げるものに限る。)の教育内容が当該看護
学校における教育内容に相当すると認めるときは、当該科
目に相当する科目を当該看護学校において履修したものと
みなすことができる。

3 前2項の単位の認定に関し必要な事項は、学校長が別に
定める。

第15条中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

第19条第4項中「保証人は、その住所及び氏名に変更が生
じた場合は、直ちにその旨」を「学生は、保証人の住所又
は氏名に変更を生じた場合は、直ちに、保証人氏名等変更
届(別記第4号様式)」に改め、同条第5項中「誓約書」を
「保証人氏名等変更届(別記第4号様式)及び誓約書(別記
第3号様式)」に改める。

第25条を次のように改める。

(退学)

第25条 学生は、病気その他やむを得ない事情により退学
しようとするときは、その理由を記載した書類に保証人
と連署し、これを学院長に提出し、その許可を受けなけ
ればならない。

2 学校長は、第20条第4項の規定による納付命令に応じな
い学生又は病気その他の理由により成業の見込みがないと
認める学生を退学させることができる。

第27条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を
第2号とする。

別表を次のように改める。

別表 (第 9 条関係)

授業科目及び単位教

	教 育 内 容	授 業 科 目	単位数(時間)
基 礎 分 野	科学的思考の基盤	哲学	2
		生物学	1
	人間と人間生活の理解	社会学	1
		教育学	1
		心理学	1
		カウンセリング	1
		情報科学	1
		英語 I	2
		英語 II	1
		保健体育	2
小 計		13 (360)	
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能	解剖生理学	4
		生化学	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	栄養学	1
		薬理学	1
		微生物学	2
		病理学	1
		病態学 I	1
		病態学 II	1
		病態学 III	2
		病態学 IV	1
		病態学 V	1
		病態学 VI	1
	社会保障制度と生活者の健康	医学概論	1
		公衆衛生学	2
		社会福祉	2
小 計		23 (570)	
専	基礎看護学	基礎看護認識論	1
		基礎看護技術論 I	4

門 分 野	在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	基礎看護技術論Ⅱ	1
		基礎看護技術論Ⅲ	3
		基礎看護技術論Ⅳ	1
		臨床看護援助論	1
		在宅看護概論	2
		在宅看護援助論Ⅰ	1
		在宅看護援助論Ⅱ	1
		成人看護概論	1
		成人看護援助論Ⅰ	1
		成人看護援助論Ⅱ	1
		成人看護援助論Ⅲ	1
		成人看護援助論Ⅳ	1
		成人看護援助論Ⅴ	1
		老年看護概論	2
		老年看護援助論Ⅰ	1
		老年看護援助論Ⅱ	1
		小児看護概論	1
		小児看護援助論Ⅰ	1
		小児看護援助論Ⅱ	1
		小児看護援助論Ⅲ	1
母性看護対象論	1		
母性看護目的論	1		
母性看護援助論Ⅰ	1		
母性看護援助論Ⅱ	1		
精神看護概論	1		
精神看護援助論Ⅰ	1		
精神看護援助論Ⅱ	2		
小 計		37 (990)	
臨地実習	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学	基礎看護実習Ⅰ	1
		基礎看護実習Ⅱ	2
		在宅看護実習	2
		成人看護実習Ⅰ	3
		成人看護実習Ⅱ	3
		成人看護実習Ⅲ	2
		老年看護実習Ⅰ	3
		老年看護実習Ⅱ	1
小児看護実習Ⅰ	1		

	母性看護学	小児看護実習Ⅱ	1
	精神看護学	母性看護実習	2
		精神看護実習	2
	小 計		2 3 (1,035)
	総 計		9 6 (2,955)

「

本籍 (都道府県のみ記入)
〒 ふりがな 現住所
電話

別記第 2 号様式中「指定」を「所定」に、

」

「

〒 ふりがな 現住所
電話

を

に改める

」

別記第 3 号様式中「本 籍 (都道府県名のみ記入)」を削り、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 号様式 (第 19 条関係)

保証人氏名等変更届

年 月 日

和歌山県立なぎ看護学校長 様

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

記

変更内容	
変更後	氏 名 〒 現住所 TEL
変更前	氏 名 〒 現住所 TEL
変更理由	

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則（平成9年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（職員の組織）

第3条 学院に、学院長1名、副学院長1名、事務長1名、教務主幹1名、教務主任4名、専任教員17名以上、事務職員2名その他必要な職員を置く。

第4条の次に次の1条を加える。

（その他の会議）

第4条の2 学院の運営を円滑にするために、教務主任会議、実習指導者会議、各学科の教務会議、図書委員会会議、自己点検・自己評価委員会会議、職員会議等を置く。

2 これらの会議に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

第6条の表を次のように改める。

学 科	入学定員	総定員
看護学科一部	50人	150人
看護学科二部	45人	135人
保健学科	20人	20人
助産学科	15人	15人

第8条第1項後段を削る。

第10条第1項中「学年」を「学期」に改める。

第14条第1項、第2項及び第4項中「別表」を「別表第1から別表第4まで」に改める。

第15条の見出し中「試験」の次に「及び成績評価」を加え、同条中第5項を第7項とし、第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 試験は、各授業科目ごとにその授業時間数の3分の2以上に出席した者に対して行う。

3 学院長は、前項に規定する試験を受ける条件を満たさない学生について、やむを得ない事情があると認めた場合は、別に指示する課題学習を学生が受けることにより試験の受験資格を与えることができる。

第16条及び第17条を次のように改める。

（単位の認定）

第16条 学院長は、試験及び実習の成績の評価が優、良及び可の者に単位の認定を行う。

（卒業の認定）

第17条 学院長は、第14条第1項に規定する科目を履修し、

その単位を修得した者に卒業の認定を行う。

2 学院長は、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える学生については、原則として卒業の認定を行わないものとする。

3 学院長は、卒業の認定をした学生に対して卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

第19条を次のように改める。

（入学前の既修単位の認定）

第19条 学院長は、現に在学する学院に入学する前に次に掲げる学校等において、履修した保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省令厚生省令第1号）別表第3及び別表第3の2に規定する教育内容のいずれかに相当する科目を有する者について、本人からの申請に基づき個々の既修の教育内容を評価し、当該科目の教育内容が学院における教育内容に相当すると認めるときは、当該科目に相当する科目を総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該学院において履修したものとみなすことができる。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学

（2）放送大学学園法（平成14年法律第156号）に基づく放送大学

（3）歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

（4）診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

（5）臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

（6）理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校又は理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

（7）視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

（8）臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

（9）義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

(10) 救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

(11) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号から第3号まで又は第5号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

2 学院長は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者について、本人からの申請に基づき個々の既修の教育内容を評価し、現在在学する学院に入学する前に同号の規定により指定されている学校、職業能力開発校等又は養成施設において履修した科目(社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4基礎分野の項に掲げるものに限る。)の教育内容が当該学院における教育内容に相当すると認めるときは、当該科目に相当する科目を当該学院において履修したものとみなすことができる。

3 前2項の単位の認定に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

第21条第1項中「第56条」を「第56条第1項」に改め、同条第2項中「高等学校卒業者」を「学校教育法第56条第1項に該当する者」に改める。

第25条第4項中「保証人は、その住所及び氏名に変更が生じた場合は、直ちにその旨」を「学生は、保証人の住所又は氏名に変更が生じた場合は、直ちに、保証人氏名等変更届(別記第4号様式)」に改め、同条第5項中「誓約書」を「保証人氏名等変更届(別記第4号様式)及び誓約書(別記第3号様式)」に改める。

第30条を次のように改める。

(退学)

第30条 学生は、病気その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、その理由を記載した書類に保証人と連署し、これを学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学院長は、第26条第4項の規定による納付命令に応じない学生又は病気その他の理由により成業の見込みがないと認める学生を退学させることができる。

第32条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表を別表第1として次のように改める。

別表第1(第14条関係)

看護学科一部授業科目及び単位数

	教育内容	授業科目	単位数(時間)
基礎分野	科学的思考の基盤	心理学	1
		教育学	1
	人間と人間生活の理解	生命科学	1
		情報科学	1
		社会学	1
		倫理学	1
		文学	1
		英語Ⅰ	2
		英語Ⅱ	1
		英語Ⅲ	1
		保健体育	2
小計		13(360)	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学	4
		生化学	1
		栄養学	1
		病理学	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	病態学Ⅰ	2
		病態学Ⅱ	2
		病態学Ⅲ	2
		微生物学	1
		薬理学	1
	社会保障制度と生活者の健康	公衆衛生学	1
		社会福祉論	2
		人間関係論Ⅰ	2
		人間関係論Ⅱ	1
小計		21(510)	
専門	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1
		看護学概論Ⅱ	1
		基礎看護技術Ⅰ	1
		基礎看護技術Ⅱ	3

分野		基礎看護技術Ⅲ	1
		基礎看護技術Ⅳ	1
		看護活動総論Ⅰ	1
		看護活動総論Ⅱ	1
	在宅看護論	在宅看護概論	2
		在宅看護活動論Ⅰ	1
		在宅看護活動論Ⅱ	1
	成人看護学	成人看護概論	1
		成人看護活動論Ⅰ	1
		成人看護活動論Ⅱ	4
	老年看護学	老年看護概論	2
		老年看護活動論Ⅰ	1
		老年看護活動論Ⅱ	1
	小児看護学	小児看護概論	1
		小児看護活動論Ⅰ	1
		小児看護活動論Ⅱ	2
	母性看護学	母性看護概論	1
		母性看護活動論Ⅰ	1
		母性看護活動論Ⅱ	2
	精神看護学	精神看護概論	1
	精神看護活動論Ⅰ	1	
	精神看護活動論Ⅱ	2	
小 計			36 (990)
臨地実習			
基礎看護学	基礎看護学Ⅰ実習	1	
	基礎看護学Ⅱ実習	2	
在宅看護論	在宅看護論実習	2	
成人看護学	成人看護学実習	8	
老年看護学	老年看護学Ⅰ実習	2	
	老年看護学Ⅱ実習	2	
小児看護学	小児看護学実習	2	
母性看護学	母性看護学実習	2	
精神看護学	精神看護学実習	2	
小 計			23 (1,035)
総 計			93 (2,895)

別表第1の次に次の3表を加える。

別表第 2 (第 14 条関係)

看護学科二部授業科目及び単位教

	教 育 内 容	授 業 科 目	単位数(時間)
基 礎 分 野	科学的思考の基盤	心理学	2
		教育学	1
	人間と人間生活の理解	情報科学	1
		人間関係論 I	1
		人間関係論 II	1
		社会学	1
		生活科学	1
		英語	1
		保健体育	1
小 計		10 (315)	
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能	解剖生理学 I	1
		解剖生理学 II	1
		代謝栄養学	2
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1
		病態と治療 I	1
		病態と治療 II	1
		病態と治療 III	1
		薬理学	1
		微生物学	1
		社会保障制度と生活者の健康	総合医療論
	保健学	1	
	社会福祉	1	
	関係法規	1	
小 計		14 (315)	
専	基礎看護学	看護学概論	2
		基礎看護技術 I	1
		基礎看護技術 II	2
		看護活動総論	1
		看護研究	1
	在宅看護論	在宅看護概論	1

門 分 野	成人看護学	在宅看護活動論	2
		成人看護概論	1
		成人看護活動論 I	2
	老年看護学	成人看護活動論 II	1
		老年看護概論	2
		老年看護活動論	1
	小児看護学	小児看護概論	1
		小児看護活動論 I	1
		小児看護活動論 II	1
	母性看護学	母性看護概論	1
		母性看護活動論 I	1
		母性看護活動論 II	1
	精神看護学	精神看護概論	1
		精神看護活動論 I	1
		精神看護活動論 II	1
小 計		2 6 (750)	
臨地実習		基礎看護学実習	3
		在宅看護論実習	2
		成人看護学実習	3
		老年看護学実習	2
		小児看護学実習	2
		母性看護学実習	2
		精神看護学実習	2
		小 計	
総 計		6 6 (2,100)	

別表第3 (第14条関係)

保健学科授業科目及び単位数

教 育 内 容	授 業 科 目	単位数(時間)
地域看護学 地域看護学概論 地域看護活動論 疫学・保健統計 保健福祉行政論	地区看護学概論 地区活動論Ⅰ 地区活動論Ⅱ 家族理論 家族援助論 健康教育論 健康管理論 環境管理論 情報管理 母子保健 成人保健 高齢者保健 精神保健 産業保健 地域看護学研究 疫学総論 疫学各論 保健福祉行政論	4 3 2 2 3 2 1 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 3 3
臨地実習 地域看護学実習	地域看護学実習	5
総 計		39 (995)

別表第4 (第14条関係)

助産学科授業科目及び単位数

教 育 内 容	授 業 科 目	単位数 (時間)
基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理	助産学概論	1
	人間の性と生殖	1
	妊娠・分娩・産褥の生理と病態	2
	新生児・乳幼児の成長発達	1
	母子の健康科学	1
	家族の心理・社会学	1
	研究	2
	助産活動論Ⅰ	3
	助産活動論Ⅱ	2
	助産活動論Ⅲ	1
	助産活動論Ⅳ	1
	健康教育論	1
	地域母子保健	1
助産管理	1	
臨地実習 助産学実習	助産学実習	12
総 計		31 (1,080)

別記第2号様式中

本籍(都道府県のみ記入)
〒 ふりがな 現住所
電話

を

〒 ふり 現

がな
住所

電話

に改める。

別記第3号様式中「貴校」を「貴学院」に改め、「本籍(都道府県名のみ記入)」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式(第25条関係)

保証人氏名等変更届

年 月 日

和歌山県立高等看護学院長 様

学科・学年

番 号

氏 名

印

下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

記

変更内容	
変更後	氏 名 〒 現住所 TEL
変更前	氏 名 〒 現住所 TEL
変更理由	

附 則

この規則は平成18年4月1日から施行する。